

○ 関西医科大学学則（案）

第1章 目的及び使命

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を發揮しつつ、医学及び看護学の理論と實際を教授し、研究することを目的とする。これによつて獨創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢獻し得る医療人を育成するとともに、深く医学及び看護学を研究し、広く文化の發展と公共の福祉に寄与することを使命とする。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究及びこれに関連する活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行う評価体制及び評価項目は、別に定める。

第2章 組織、修業年限及び在学年限

第3条 本学に医学部医学科及び看護学部看護学科をおく。

第4条 医学部の修業年限は6年とする。

2 看護学部の修業年限は4年とする。

第5条 医学部の在学年限は、第1・2学年次、第3・4学年次、第5・6学年次に区分し、各区分において4年を超えることはできず、かつ通算して10年以内とする。

2 看護学部の在学年限は8年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の学期に分ける。

医学部第1・2・3・4・5・6学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から12月31日に至る。

3学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学部第1・2・3・4学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から11月30日に至る。

3学期 12月1日から翌年3月31日に至る。

第8条 定期休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

- (3) 本大学創立記念日（6月30日）
- (4) 毎月の第2・4土曜日
- (5) 春季休業 3月21日から4月10日に至る。
- (6) 夏季休業 7月21日から8月31日に至る。
- (7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日に至る。

ただし、休業日においても、特に授業あるいは試験を行うことがある。また春、夏、冬季の休業日の期日を変更することがある。

- 2 前項第2号または第3号に定める休業日が、同項第1号に定める休日に当たるときは、その翌日を休業日とする。

第4章 教育課程、授業科目及び履修方法等

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第10条 本学において教授する科目及び単位数並びに時間数は別表第1・第2・第3のとおりとする。

第11条 本学における教室、講座及び領域は、別表第4のとおりとする。

第5章 学科課程の修了認定

第12条 授業科目履修修了の認定は試験その他によつて行う。

第13条 履修修了認定に関する細則は別に定める。

第14条 進級の認定については、学年末または大学が定めた時期に第71条に定める当該教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 卒業及び学位

第15条 医学部においては6年以上在学し、第13条及び別表第1・第2に定めるすべての授業科目に合格した者は当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（医学）の学位を授与する。

- 2 看護学部においては4年以上在学し、第13条及び別表第3に定めるすべての授業科目に合格した者は、当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

第7章 入学

第16条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学はこの限りではない。

第17条 本学の入学資格は次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）を修了した者
- ④ 文部科学大臣が指定した者
- ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- ⑥ 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で18歳に達した者

第18条 入学は前条の資格のある者について、厳正な銓衡を行った上、学長がこれを許可する。

第19条 入学志願者は入学志願票に、所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

第20条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

第21条 保証人は、独立の生計を営む成年者2名とし、うち1名は、父母又はこれに代わる保護者としなければならない。

2 前項の保証人が遠隔の地に居住しているときは、他の保証人は、原則として大阪府または近隣府県に住所を有する独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、学生在学中に係る一切の事項についてその責任を負うものとする。

第22条 保証人を変更する必要がある時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

第23条 学生及び保証人が氏名、本籍（本人のみ）、住所等を変更した時は、直ちに届け出なければならない。

第8章 欠席、休学、退学及び転学

第24条 疾病または事故などのため欠席する場合は、必ずその事由を届け出なければならない。疾病のために欠席7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第25条 疾病または事故などやむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合

は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保護者連署で、休学を願い出なければならない。

第26条 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

第27条 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼす虞れがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第28条 休学期間内にその事由が終つたときは、復学を願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は学医の証明書の添付を必要とする。

第29条 疾病その他の事由で退学しようとする学生は、保護者連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第30条 退学した者が再入学を願い出た時は、その理由、在学中の成績及び勤惰を銓衡して、原学年以下に再入学を許可することがある。

第31条 他の大学から本学に、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第32条 本学から他の大学へ、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第9章 賞罰及び除籍

第33条 成績優秀、操行善良で、他の模範であると認めた者は、これを褒賞することがある。

第34条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した行為を行つた時は、当該教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前々項の規定により停学となった者の当該停学期間は、第5条に定める在学年限に算入

する。

第35条 次の各号の1に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく授業料等規定の納入金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限をこえた者
- (3) 第26条に定める休学期間をこえた者

第10章 授業料その他の納入金

第36条 授業料・実験実習費及び施設設備費の金額並びに納入期は別表第5のとおりとする。

第37条 入学金及びその他の納入金の金額並びに納入期は別表第6のとおりとする。

第38条 授業料その他の納入金は、経済状況の変化により、その金額を変更することがある。また一旦納入した納入金は別に定めのある場合のほかは還付しない。

第11章 収容定員

第39条 医学部の入学定員は、入学定員117名、収容定員702名とする。

2 看護学部の入学定員は、入学定員100名、収容定員400名とする。

第12章 専攻生

第40条 医学に関する特殊の事項について研究しようとする者を専攻生として入学させる。

第41条 専攻生となり得る者は下記の各号の1に当ることを要する。

- (1) 医科大学または医学部（旧大学令による医科大学または大学の医学部を含む。）を卒業した者
- (2) 旧専門学校令（明治36年勅令第62号）による医学専門学校を卒業した者
- (3) (1)(2)項と同等以上の学力があると認められた者

第42条 専攻生となろうとする者は、入学願書（本学所定のもの）に次に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校の卒業証明書

第43条 専攻生としての入学を願い出た者に対しては、医学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

第44条 専攻生の入学期日は、その研究科目担任教授の意見によつて学長がこれを指定する。

第45条 専攻生の研究期間は1カ年とする。ただし、これを延長することができる。

第46条 専攻生を退こうとするときは、学長に願出なければならない。

第47条 専攻生は在学中専心研究に従事し、学長の許可なくして他の業務に従事することはできない。

第48条 専攻生の指導は学長の指定した教授が担任する。

第49条 専攻生は研究料として1カ年毎に金30万円を納入しなければならない。ただし、特別の事情ある者に対しては、学長は医学部教授会の議を経て研究料を免除することがある。

2 納入の期日は入学許可の日から1カ月以内とする。爾後毎年これに従う。

3 既納の研究料は如何なる事由があつても返還しない。

第50条 専攻生は担任教授の許可なくして備付機械器具薬品等を使用することができない。

第51条 研究に要する材料薬品等の購入に要する費用は専攻生の負担とする。

第52条 専攻生で研究の実なしと認められるときは、医学部教授会の議を経て、学長はこれに退学を命ずることがある。

第53条 専攻生について、この章に定めるものの外、学生に関する規定を準用する。

第13章 委託生、聴講生及び外国人学生

第54条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を銓衡してこれを許可することがある。

第55条 1科目または数科目の聴講生を許可することがある。

第56条 外国人学生を入学せしめることがある。外国人学生には特に規定ある場合の外は、一般規定を準用する。

第14章 公開講座

第57条 本学に公開講座を設けることがある。

第15章 学生の補導及び厚生

第58条 本学に補導厚生保健施設をおく。その規定は別に定める。

第16章 学生心得

第59条 学生心得は別にこれを定める。

第17章 職員組織

第60条 本学に学長をおく。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長選考規程は別に定める。

第61条 本学に副学長をおく。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長に関する規程は別に定める。

第62条 医学部に学部長をおき、学長をもってこれに充てる。

2 看護学部に学部長をおく。看護学部長選考規程は別に定める。

3 看護学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

第63条 本学に学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する教授、准教授、講師、助教をおく。また、教育、研究の円滑な実施に必要な業務に従事する助手をおく。これらの定員及び資格については別にこれを定める。

第64条 本学の事務を処理するため事務職員をおく。

第65条 本学の教職員を、専任及び兼任に区別し、その勤務規定は別にこれを定める。

第18章 大学院

第66条 本学に、大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

第19章 附属施設

第67条 本学に附属病院を設ける。その規定は別に定める。

第68条 本学に附属生命医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第69条 本学に附属図書館を設ける。その規定は別に定める。

第70条 本学に附属看護専門学校を設ける。その規定は別に定める。

第20章 教授会

第71条 医学部及び看護学部にそれぞれ教授を以て組織する教授会をおく。

第72条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。

第73条 教授会は下記の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学長候補推挙に関する事項
- (2) 本学学則制定、改廃に関する事項
- (3) 学科課程その他授業に関する事項
- (4) 入学、及び進級並びに卒業に関する事項
- (5) 学位の授与
- (6) 教育及び研究に関する事項
- (7) 専攻生に関する事項
- (8) 教授、准教授、その他教職員の選考に関する事項
- (9) 学生の補導及び厚生に関する事項
- (10) 大学諮問会議に附議すべき議題の作成並びに決定事項の実施に関する事項

(11) その他学長の諮問する事項

第74条 教授会は前条に定めるもののほか、学長及び学部長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、意見を述べるものとする。

第75条 教授会規程は別に定める。

第21章 大学諮問会議

第76条 本学の医学部及び看護学部に通ずる事項を審議または協議するために、大学諮問会議をおく。

2 大学諮問会議の組織・運営等に関する事項は、別に定める。

第22章 学則の改廃

第77条 学則の改廃は、教授会及び大学諮問会議の議を経て、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

本学則は、昭和43年9月3日から施行する。

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

本学則は、昭和45年9月1日から施行する。

本学則は、昭和46年3月25日から施行する。

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。

本学則は、昭和50年11月16日から施行する。ただし、第46条の改正は昭和51年4月1日から施行する。

本学則は、昭和58年1月1日から施行する。ただし、第57条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者が、ひきつづいて研究期間を継続延長する場合は、なお従前の規定による。

本学則は、昭和61年4月8日から施行する。

本学則は、昭和62年3月1日から施行する。

本学則は、昭和62年5月1日から施行する。

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者については、昭和65年4月1日から適用する。

本学則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日に、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日に、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成5年4月1日に、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成6年4月1日に、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 平成7年4月1日に、第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

- 1 平成6年4月1日に、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 平成7年4月1日に、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成8年4月1日に、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成9年4月1日に、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成10年4月1日に、第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、第35条に規定する別表第3の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年10月1日から施行する。

ただし、別表第4に係る改正規定の適用は、平成11年度入学者からとする。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第35条に規定する別表第3の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年4月1日に第4学年、第5学年および第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第5条および第34条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

医学部単位数

科目名	単位数	必要単位数
総合科目		
総合人間医学1	1	全科目必修
健康科学	1	
講義科目		
数学（医学応用への橋渡し）	1	全科目必修
生命科学への物理学	1	
生命有機化学（生命現象理解のために）	1	
生物学（基礎医学への準備）	1	
分子生物学（分子の世界から医学へ）	1	
心理学	1	
対人コミュニケーション学	1	
人文・社会科学から見た医療	1	
Human Biology	1	
外国語科目		
医学英語 I A	1	全科目必修
医学英語 I B	1	
医学英語 I C	1	
実習科目		
物理学実験	0.5	全科目必修
化学実験	0.5	
生物学・分子生物学実験	0.5	
情報処理実習	0.5	
シミュレーション／コミュニケーション実習	0.5	
セミナー科目		
（コース制）	(22)	1科目 22コース中2コース以上必修 (1コース1単位)
計20科目	計41.5単位	計20科目18.5単位以上

セミナー科目

コース	コース	コース
数学セミナーⅠ	生物学セミナー	プレゼンテーションセミナー
数学セミナーⅡ	分子生物学セミナー	医療社会学セミナー
物理学セミナー	ドイツセミナー	医師不足問題セミナー
物理学演習セミナー	カウンセリング&コーチング	情報処理セミナー
化学セミナーⅠ	セミナー	フランスセミナー
化学セミナーⅡ	スポーツ医学セミナーⅠ	経済学セミナー
化学セミナーⅢ	スポーツ医学セミナーⅡ	基礎医学セミナー
生物学演習セミナー	フィットネスセミナー	

学年	期間	1			2			3			4			5			6			合計時間数 (時間)	百分率	
		4~7月	8~12月	1月~3月	4~7月	8~12月	1月~3月	4~7月	8~12月	1月~3月	4~7月	8~12月	1月~3月	4~7月	8~12月	1月~3月	4~7月	8~12月	1月~3月			
		週数	14	16	9	15	16	9	15	17	8	15	18	8	15	17	8	12	11			0
科目	週数	14	16	9	15	16	9	15	17	8	15	18	8	15	17	8	12	11	0			
病理診断学コース													70 × 40							46.67	46.67	0.69%
診断学コース													70 × 45							52.50	52.50	0.78%
総合人間医学(4)													70 × 12							14.00	44.33	0.66%
同実習													70 × 26							30.33		
完全型チュートリアル(コアタイム・講義)													60 × 11							11.00	14.50	0.22%
													70 × 3							3.50		
内科学(1) 臨床実習														90 × 48		90 × 96				216.00	216.00	3.20%
内科学(2) 臨床実習														90 × 48		90 × 96				216.00	216.00	3.20%
内科学(3) 臨床実習														90 × 48		90 × 96				216.00	216.00	3.20%
心療内科学 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
神経内科学 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
精神神経科学 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
小児科学 臨床実習														90 × 48		90 × 96				216.00	216.00	3.20%
外科学 臨床実習														90 × 72		90 × 96				252.00	252.00	3.74%
心臓血管外科 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
呼吸器外科 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
脳神経外科 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
整形外科 臨床実習																90 × 48				72.00	72.00	1.07%
整形外科・リハビリテーション医学 臨床実習														90 × 48						72.00	72.00	1.07%
形成外科 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
皮膚科学 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
腎泌尿器外科 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
眼科学 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
耳鼻咽喉科・頭頸部外科 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
放射線科学 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
産科学・婦人科学 臨床実習														90 × 48		90 × 96				216.00	216.00	3.20%
麻酔科学 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
臨床病理学 臨床実習														90 × 24						36.00	36.00	0.53%
救急医学 臨床実習														90 × 24		90 × 48				108.00	108.00	1.60%
社会医学実習														90 × 24						36.00	36.00	0.53%
リハビリテーション医学 臨床実習																90 × 48				72.00	72.00	1.07%
総合診療科 臨床実習																90 × 48				72.00	72.00	1.07%
天満橋総合クリニック 臨床実習																90 × 48				72.00	72.00	1.07%
学外 臨床実習																90 × 96				144.00	144.00	2.14%
内科学(1) まとめ講義																	70 × 6			7.00	7.00	0.10%
内科学(2) まとめ講義																	70 × 6			7.00	7.00	0.10%
内科学(3) まとめ講義																	70 × 6			7.00	7.00	0.10%
心療内科学 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
神経内科学 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
精神神経科 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
小児科学 まとめ講義																	70 × 6			7.00	7.00	0.10%
外科学 まとめ講義																	70 × 6			7.00	7.00	0.10%
心臓血管外科・呼吸器外科 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
脳神経外科 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
整形外科 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
形成外科 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
皮膚科学 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
腎泌尿器外科 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
眼科学 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
耳鼻咽喉科・頭頸部外科 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
放射線科学 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
産科学・婦人科学 まとめ講義																	70 × 6			7.00	7.00	0.10%
麻酔科学 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
臨床病理学 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
救急医学 まとめ講義																	70 × 3			3.50	3.50	0.05%
衛生学 まとめ講義																	70 × 6			7.00	7.00	0.10%
公衆衛生学 まとめ講義																	70 × 6			7.00	7.00	0.10%
合計(時間)		299.83	354.67	135.33	302.17	330.17	96.83	252.00	350.00	163.33	346.50	408.33	158.00	1,080	0.00	0.00	※ 2,232	108.50	0.00	6741	#####	100.00%
学年別 合計(時間)		789.83			729.17			765.33			912.83			1,080.00			2,340.50			6618		

※6学年1人あたりの実習時間は720時間です。

別表第 3

看護学部単位数

科目名	単位数	必要単位数
英語 I	2	
英語 II	2	
英語 III	2	
グローバルコミュニケーション	2(1)	選択
倫理学	2	
表現とコミュニケーション論	2	選択
中国語	2	3 科目より 1 科目選択必修
韓国語	2	
フランス語	2	
芸術論	2	選択
哲学	2	選択
基礎ゼミ	2	
健康と運動	2	選択
生活と環境	2	選択
心理学	2	選択
教育学	2	選択
法学	2	選択
経済学	1	2 科目より 1 科目選択必修
経営学	1	
情報処理技術	1	
情報活用論	1	
生物	2	3 科目より 1 科目選択必修
化学	2	
物理	2	
人体のしくみ	2	
人体の機能	2	
病態生理学／機能障害 I	2	
病態生理学／機能障害 II	2	

疾病論	2	
障がい論	2	
診断治療論	2	
薬理学	2	
医療人ガイダンス	1	
家族社会学	2	
公衆衛生学	2	
疫学	1	
社会福祉・社会保障論	2	
精神保健	2	
臨床心理学	2	
保健行政論	2	
看護概論	1	
看護倫理	1	
ヘルスアセスメント	2	
グローバルヘルスと国際看護	2	
生活機能学	2	
生活者について学ぶ	2	
生活者援助論	2	
看護システム論	2	
看護ヘルスアセスメント実習	2	
地域生活看護学	1	
地域生活援助論	1	
地域生活援助論演習	1	
地域生活援助論実習	3	
在宅生活看護学	1	
在宅生活援助論	2	
在宅生活援助論演習	1	
在宅生活援助論実習	2	
精神看護学	1	
精神看護論	2	

精神看護論演習	1	
精神看護論実習	2	
こども生活看護学	1	
こども生活援助論	1	
こども生活援助論演習	2	
こども生活援助論実習	1	
成人生活援助論	2	
成人生活援助論演習	1	
成人治療看護論	2	
成人治療看護論演習	1	
成人生活援助論実習	3	
成人治療看護論実習	3	
老年生活看護学	1	
老年生活援助論	2	
老年生活援助論演習	1	
老年生活援助論実習	2	
母性看護学	1	
母性看護論	2	
母性看護論演習	1	
母性看護論実習	2	
災害看護論	1	3科目より1科目選択必修
看護政策	1	
看護教育	1	
看護研究法Ⅰ	1	
看護研究法Ⅱ	2	
生活看護論実習Ⅰ	2	
生活看護論実習Ⅱ	2	
生活看護論実習Ⅲ	2	
生活看護論実習Ⅳ	2	
統合実習	2	
卒前インターンシップ	3	
助産概論	1	

助産診断・技術論	2	
助産診断・技術演習	2	
助産管理	2	
助産実習	8	
計93科目	計171単位	計130単位（助産師コース選択のものは計145単位）

別表第4

教室、講座及び領域

教室	数学、物理学、化学、生物学、心理学、英語、健康科学
講座	解剖学第一講座、解剖学第二講座、生理学第一講座、生理学第二講座、医化学講座、薬理学講座、実験病理学講座、微生物学講座、衛生学講座、公衆衛生学講座、法医学講座、内科学第一講座、内科学第二講座、内科学第三講座、心療内科学講座、神経内科学講座、精神神経科学講座、小児科学講座、外科学講座、心臟血管外科学講座、呼吸器外科学講座、脳神経外科学講座、整形外科科学講座、形成外科学講座、皮膚科学講座、腎泌尿器外科学講座、眼科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、放射線科学講座、産科学・婦人科学講座、麻醉科学講座、臨床病理学講座、救急医学講座

領域	基盤領域、こども領域、母性（助産）領域、成人領域、老年領域、精神領域、在宅領域、地域領域
----	--

別表第5

授業料、実験実習費及び施設整備費

医学部

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	2,400,000円	1,200,000円	1,200,000円
実験実習費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費（次年度以降）	400,000円	200,000円	200,000円
施設設備費（入学年度）	1,000,000円	500,000円	500,000円
施設設備費（次年度以降）	1,100,000円	550,000円	550,000円

看護学部

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	1,100,000円	700,000円	700,000円
実験実習費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費（次年度以降）	300,000円	150,000円	150,000円

※実験実習費は授業料に含む

(注)

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

別表第6

入学金及びその他の納入金

医学部

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	1,000,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	1,000,000円	500,000円	500,000円
教育充実費（次学年度以降）	500,000円	250,000円	250,000円

看護学部

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	200,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
教育充実費（次学年度以降）	300,000円	150,000円	150,000円

(注)

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

○ 看護学部教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、関西医科大学学則第20章の規定に基づき、看護学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

（構成）

第2条 教授会は、看護学部学部長（以下「学部長」という。）および看護学部教授をもって構成する。

2 学長が必要と認めるときは、本学の他の教職員を出席させることができる。

（開催）

第3条 教授会は、原則として毎月一回定例開催する。ただし、議長が必要であると認めるときは、臨時に開催することができる。

（定足数）

第4条 教授会は、学長を除く全員総数の構成員の過半数の出席によって成立する。

2 出席者の定足数の算定にあたり、国外にある者については、構成員の定数に加えない。

3 第2条第2項の規定により出席した教職員については、定数に加算しないとともに、投票権の行使は認めない。

（審議事項）

第5条 教授会は、次の事項について審議又は協議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- ・学部長の選考に関する事項
- ・学則制定、改廃に関する事項
- ・学科課程その他授業に関する事項
- ・教務・学生に関する事項
- ・入学に関する事項
- ・進級及び卒業に関する事項
- ・教育及び研究に関する事項
- ・教授、准教授、講師、助教の選考に関する事項
- ・海外出張に関する事項
- ・各委員会の設置・廃止並びに委員の選出に関する事項
- ・その他学長、学部長の諮問する事項及び学長、学部長が教授会の意見を聴くことが必要と定める事項

2 教授会の議事は出席者の過半数の賛成を得たものをもって、これを教授会の意見とする。

3 学長が案件内容を決定する際には、必ずしも前項の意見に拘束されるものではない。

（議長）

第6条 教授会は、学長が議長となる。

（担当部署）

第7条 教授会の議事録作成並びに運営に関する事務は、看護学部事務部がこれを担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規定の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。